

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：34509

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730011

研究課題名(和文) 英国商事法廷の創設 商事裁判の運用改革の成功とマシュー裁判官のイニシアティブ

研究課題名(英文) Establishment of the 'Commercial Court' in the late 19th century England: its genesis and impact on English commercial law

研究代表者

小松 昭人 (Komatsu, Akihito)

神戸学院大学・法学部・准教授

研究者番号：00315037

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円、(間接経費) 690,000円

研究成果の概要(和文)：裁判による商取引紛争の迅速、確実、効率的な処理は、各国の裁判所にとって永遠の課題である。裁判官は、紛争事案の的確な把握のため、商事法の専門知識だけでなく、商取引の実情にも精通する必要がある。また、裁判官は、手続きを迅速に、確実にかつ効率的に進める必要がある。19世紀のイングランドでは、裁判制度は、取引の実態の変化に十分に対応していなかった。1875年裁判所法は、裁判制度を大きく変えたが、商取引の迅速、確実、効率的な紛争処理を実現するには至らなかった。本研究は、19世紀末のMathew高等法院判事のイニシアティブに注目し、商事法廷の設立までの過程とその裁判が商事法に与えた影響の検討を、試みた。

研究成果の概要(英文)：How can courts resolve more commercial disputes with more rapidity, certainty and efficiency? Any court did, does and will always ask for answers for the question. If a judge deals with commercial disputes at his court, he should have expertise not only in commercial law, but also in the reality of commercial transactions. He should steer proceedings with his initiative for the benefit of the parties who, as commercial people, are sensitive to wasted money and time. In the 19th century, English courts failed to catch up with changing commercial reality. The Judicature Acts 1873 & 1875 drastically changed English legal system, but achieved little for more effective commercial dispute resolution. My research project aimed to deal with Justice Mathew's practical initiative to establish 'commercial court' at the Queen's Bench Division, where 'commercial causes' were tried with summary proceedings. It also aimed to explore the impact of its rulings and practices on English commercial law.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：イングランド法 判例法 商事法廷 裁判所 契約法 契約の解釈

1. 研究開始当初の背景

(1) イングランドの高等法院女王座部商事法廷 the Commercial Court at the Queen's Bench Division of the High Court は、1895年に発足して以来、国内外の商事紛争の迅速、確実かつ効率的な解決に寄与してきた。同法廷の処理事件数は年々増加する傾向にあり、同法廷を監督する商事法廷委員会 Commercial Court Committee は、同法廷の紛争処理能力の改善に継続的に取り組んでいる。

(2) ところで、イングランドの裁判所が、商事紛争の迅速かつ効率的な処理のための制度構築に取り組み始めたのは、19世紀末以降のことである。19世紀後半から20世紀前半のイングランドの裁判所は、商業界からの再々の要請にもかかわらず、商事紛争を専門に処理する裁判組織の設置に、どちらかといえば消極的であった。裁判所内部のそのような支配的な風潮の中で、商事法廷は、時の高等法院女王座部の Russell 首席判事の支持を得て、同部の Mathew 高等法院判事（後、控訴院判事）の発議により、同部内の一法廷として非公式に発足し、設立後しばらくは、Mathew 高等法院判事の画期的かつ独創的な法廷運営により、商事紛争の迅速かつ効率的な処理に一定程度寄与した。商事法廷発足前後のかかる経緯の検討は、今日のが司法の諸問題（たとえば、専門裁判所の位置づけおよびその運用）を考えるうえで、必要不可欠と考えられる。のみならず、その歴史は、改革された裁判制度を実際に機能させていくためにはいかなる資質および経験を備えた法曹が必要とされるのかを、我々に教えるであろう。また、商事法の専門的な知識とパリスタとしての実務経験を備えた裁判官が、商事法曹の支援を得て、商事法廷を舞台に判例法の合理的な形成をいかに主導したのかを考察することにより、ややもすると法規範の不合理な形成が危ぶまれる判例法体系の下にありながら、イングランドの商事法が、議会制定法に強く依存することなく、ある程度合理的に形成されていった理由の一端を、解き明かすことができると考えられる。

(3) 本研究では、19世紀後半から第2次世界大戦前までのイングランドの商事紛争処理制度の展開を、商事法廷を中心に跡づけ、商業界の要請に裁判所がいかに対応したのかを明らかにし、商業界の要請に判例法のレベルで対応することの利点とその限界を見定めたい（その限界を超えたところに、一方では、議会制定法によるコモン・ローの修正が、他方では、裁判外の商事紛争処理制度の整備と普及が、存することになる）。

2. 研究の目的

本研究の目的は、イングランドの裁判所が、

商事紛争の迅速、適切かつ効率的な解決のための制度を、試行錯誤を重ねながらどのように継続的に構築し、そのような仕組みが商事法分野のコモン・ローの形成にいかなる影響を及ぼしたのかを、19世紀の司法制度改革における商事裁判所設置構想と高等法院女王座部商事法廷における商事紛争処理の実態との検討を通じて、明らかにすること、である。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、まず、高等法院女王座部に商事法廷が設置されるまでの前史として、19世紀後半における「商事裁判所 Tribunals of Commerce」設置構想を検討する。

(2) ついで、19世紀後半から次第に顕著になった、商事紛争処理における裁判回避の現象、1895年の商事法廷設置の経緯、そして商事法廷がその後のイングランド商事判例の形成に及ぼした影響を明らかにする。

(3) 以上の検討においては、専ら文書を資料として利用する。利用する文書は、主には議会文書、商業連合会文書、法令集、判例集などである。ただし、当時の問題状況を具体的に叙述するため、新聞、雑誌の関連記事のほか、公文書館に所蔵されている私信などの私文書も、可能な限り用いることにする。

4. 研究成果

(1) 4年間の本研究では、商事法廷よりも、むしろ判例の検討に終始した。それは、つぎの理由による。

(2) ひとつは、資料収集の難航である。商事法廷の設置に至る過程は、法曹界および司法行政の機微に触れる部分が多いため、公刊資料に必ず現れるとは限らない。また、公刊資料自体の検討も、資料の読解もさることながら、資料の根底にある背景の理解に手間取り、不十分なものとどまった。本研究のこの側面については、将来の課題とせざるをえない。

(3) そこで、4年の期間内で研究成果を挙げるため、判例の検討を優先した。その際、裁判所による契約書の解釈の手法を、判例を素材に検討すべき課題として強く意識するに至った。商事紛争では、多くの場合、契約書およびこれに類する法律文書の解釈が、争点となるからである。商事法廷における契約書解釈の特質を明らかにするためにも、裁判所による契約書解釈の手法の検討が、まずは必要であった。

(4) 比較法の観点から、契約の解釈という法律家の営為を眺めるとき、大陸法体系とコモン・ロー体系との間には、法律家が解釈の対象として一般に想定するものに、顕著な違いが見られる。すなわち、ある比較法学者によれば、「ヨーロッパ大陸諸国の法律家は、契約の解釈において、口頭契約 oral contracts と書面契約 written contracts を区別しないのに対して、イングランドの法律家は、もし解釈の問題を取り扱うならば、その検討の範囲

を、書面契約に本能的に instinctively 限定する傾向にある。」

(5) このように、イングランドの法律家は、ヨーロッパ諸国の法律家と比べて、「契約」の解釈の問題を「契約書」の解釈の問題に置換する傾向にある。そして、イングランドの裁判所もまた、契約書の存在を重視した。そこで、イングランドの裁判所は、契約書の記載内容の増補、否定または改変の目的では、原則として、契約書以外の資料は証拠として許容されない、とする準則、すなわち契約書以外の証拠排除の準則 *parol evidence rule* or *exclusionary rule* を確立した。同準則は、大陸法体系の観察者の視点からは、「証拠法と契約解釈に関する実定法との奇妙な合成物」であると常に見られてきた。

(6) ただし、契約書以外の資料が証拠として排除されるのは、契約書の記載内容の否認、変更、敷衍または除去の目的で、それが提出される場合である。言い換えると、契約書の記載内容の解釈または説明の目的で提出されるのであれば、裁判所は、契約書以外の資料であっても、これを排除せずに、証拠として許容することができる。これにより、裁判所は、契約書以外の証拠排除の準則の下でも、契約書の「解釈」ないし「説明」を補助するものと判断することができれば、契約書以外の資料を証拠として許容する権限を、保持することになる。

(7) イングランドに限らず、コモン・ロー体系を採用する諸国において、裁判所が、契約書の解釈のためにそれ以外の証拠を許容する権限をどのように用いるかは、コモン・ロー体系を採用する諸国の間でも、また、時期によっても、異なる。本稿で取り上げるイングランドでは、局所的な例外は見られるものの、裁判所は、比較的最近まで、契約書の解釈において、契約書以外の証拠を許容するのに総じて謙抑的であると見られていた。すなわち、ある契約法教科書によれば、契約書解釈の古いアプローチとは、言葉の多義性 *ambiguity* その他一定の例外を除いて、言葉は、文言通りに、すなわち、その明白な意味 *plain meaning* (ないし自然かつ通常の意味 *natural and ordinary meaning*) に従って、背景という契約書以外の証拠を参照せずに、解釈されるべきである、とするものであった。イングランドの有力な契約法学者によれば、イングランド法が、契約の解釈に対して、他の多くの法域において採用されるアプローチよりも厳密なアプローチ *a narrower approach* を採用していることは、明らかである。

(8) ところが、1990年代後半以降、コモン・ロー諸国の中で最も保守的と見られたイングランドにおいて、契約書解釈のアプローチとその適用をめぐる重要な判例が相次い

で現れており、契約法学者の間でも活発な議論が続いている。その発端となったのが、*Investors Compensation Scheme Ltd. v. West Bromwich Building Society* 事件 (以下、*ICS* 事件と略記する) 貴族院判決 [1998] 1 W.L.R. 897 (H.L.(E.)) であった。同判決において、Hoffmann 卿は、貴族院の多数を代表する形で意見を述べ、契約書解釈に関する5つの原則 (以下では、Hoffmann 貴族院判事の5原則ないし単に5原則と呼ぶ) を掲げた。その5原則は、Hoffmann 貴族院判事自身は否定したものの、実質的には、契約書解釈の一般原則に関する「根本的変更 *fundamental change*」を宣言した。

(9) Hoffmann 貴族院判事は、その5原則で、言葉の意味ではなく、言葉の使用者が意図した意味を、その主観的意思を問わずに、専ら背景 (ないし周囲の状況ないし事実の基盤) に依拠して、当事者の立場に置かれた合理人の理解を基準に、客観的に確定しようとした。それは、つぎの理由からであった。

(10) イングランドの裁判所は、その条項をすべて書面に記載した書面契約の場合に、伝統的に、原則として、契約書以外の証拠を許容せず、言葉の自然かつ通常の意味に従って契約書を解釈してきた。

(11) しかし、言葉の自然かつ通常の意味に従った解釈にも、死角があった。背景が証拠として許容されるのは、伝統的に、契約書の言葉が多義的 *ambiguous* な場合に限られていたからである。したがって、言葉が多義的であるというまでには至らないが、広く、当事者が言葉または構文を誤用した場合には、契約書の書面に現れた言葉の自然かつ通常の意味を探究するだけでは、契約書の解釈において妥当な結果を得ることは難しかった。Hoffmann 貴族院判事が、*ICS* 事件貴族院判決の自らの意見で、契約書解釈に関する5原則を提唱したのは、この問題に対処するためであった。

(12) Hoffmann 貴族院判事は、*ICS* 事件貴族院判決の自らの意見で、Wilberforce 貴族院判事が意見を述べた2つの先例を根拠に、言葉または構文の誤用事例において、客観的に確定された周囲の状況と、そこから現れる取引の商業上の目的に従って契約書の解釈を行うこと、また行うべきことを明らかにした。それは、契約書の言葉の潜在的な多義性の有無に代えて、当事者が契約書の言葉または構文を誤って使用したに違いないと裁判所が判断すれば、周囲の状況は証拠として原則的に許容されることを意味した。

(13) Hoffmann 貴族院判事の5原則は、イングランド法における契約書解釈のアプローチの刷新をもたらしつつある。しかし、Hoffmann 貴族院判事の5原則は、長い時間をかけて継

統的に形成され、法律実務および取引実務に定着した契約書解釈の伝統的アプローチの、単なる再構成に留まるものではない。

(14) 契約書解釈の伝統的アプローチの下で、イングランドの法律実務および取引実務は、取引の確実性および予測可能性を高めるため、契約書の文言を重視し、契約書の作成に入念な注意を払うだけでなく、取引費用を節減するため、契約類型に即して契約書の定型化を推進してきた。しかし、Hoffmann 貴族院判事の 5 原則の適用の仕方によっては、イングランド法の長所と伝統的に目されてきた法的安定性を害することにもなりかねない。その意味で、Hoffmann 貴族院判事の 5 原則のうち最も議論を呼んでいるのは、第 3 原則である。

(15) 問題は、Hoffmann 貴族院判事が、第 3 原則において、契約時に当事者に利用可能な背景から、締結前交渉過程 prior or pre-contractual negotiation of the parties を除外したことにあった。Hoffmann 貴族院判事は、第 2 原則において、背景が、当事者に合理的に利用可能であったことを条件としつつ、「合理人が文書の言葉を理解した仕方に影響したであろうことは何であれ、完全に含む」と述べ、契約書解釈のために証拠として許容される背景の内容を、ほとんど制約しなかった。それにもかかわらず、Hoffmann 貴族院判事の第 3 原則が、締結前交渉過程を、契約書解釈のために証拠として許容される背景から特に除外した。ここから、締結前交渉過程の証拠は契約書解釈のためには許容されないとする準則（以下、契約書以外の証拠排除の準則からの派生準則として、特に締結前交渉過程の証拠排除の準則と呼ぶ）の当否をめぐって、現在もなお、イングランドの内外で活発な議論が交わされている。

(16) 他方で、締結前交渉過程の証拠は、契約書解釈のためには原則として排除されているが、契約内容の確定に全く寄与しないわけではない。Hoffmann 貴族院判事の第 3 原則から明らかなように、契約書の補正 rectification of a (written) contract or agreement においては、証拠として許容されてきた。補正は、契約書に限らず、遺言書、信託設定証書などの法的文書の記載内容を、当事者の双方または一方が錯誤に陥っていることを理由に、当事者の双方が事前に合意していた内容または当事者の一方が真に意図した内容に訂正するための、エクイティ上の救済手段である。したがって、補正における契約書訂正の基準は、当事者双方の事前の合意または当事者の一方の意思に求められる。言うまでもなく、締結前交渉過程の証拠は、これらの事実の認定にとって必要不可欠であり、契約書訂正の基準を得るために、許容されなくてはならない。

(17) しかし、契約書の補正では締結前交渉過程の証拠が許容されるとしても、その種の証拠の利用には、より一層の慎重さが要求される。そもそも、共通錯誤による補正 rectification for common mistake においては、裁判所が、当事者双方の（契約書の記載内容に関する）錯誤および当事者間の事前の合意（いわゆる継続する共通の意思 common continuing intention of the parties）の存在を確信しない限り、契約の「確実さおよび即時の強行可能性 certainty and ready enforceability は、締結前交渉過程を参照することにより争点を曖昧にしようとする不断の試みによって、損なわれるであろう」からである。

(18) さらに、一方的錯誤による補正 rectification for unilateral mistake において、契約書が補正されるべきことを証明するのは、より困難である。なぜなら、補正は、（契約書の記載内容に関する）錯誤に陥っていない当事者の一方が意図し、錯誤を主張する当事者の他方が表面上合意した条項に関して、文書の利益を奪う「劇的な drastic」救済手段だからである。したがって、錯誤に陥っていない当事者の一方の認識または行動は、その者が補正に反対することを不公正 inequitable とするものでなくてはならない。その証明は、錯誤を主張する他方当事者には重い負担であり、裁判所は、しばしば困難な判断を強いられる。

(19) 契約書の解釈と補正は、契約書以外の証拠排除の準則の下で、契約書の記載内容に当事者の意思を反映させるために、それぞれに固有の法理を発展させてきた。本稿の目的は、契約書の解釈と（特に、共通錯誤による）補正が伝統的に担ってきた役割が、ICS 事件 貴族院判決を契機に、どのように変化しつつあるのかを、関連の判例および学説を通じて探ることにある。本研究では、まず、*Chartbrook Ltd. v. Persimmon Homes Ltd.* [2009] UKHL 38, [2009] 1 A.C. 1101 (H.L.(E.)); [2007] EHW 409 (Ch); [2007] All E.R. (Comm) 1083; [2007] 2 P. & C.R. 9; [2007] 11 E.G. 160 (C.S.); [2008] EWCA Civ 183; [2008] 2 All E.R. (Comm) 387; [2008] 11 E.G. 92 (C.S.); 2008 WL 576948 (以下、同事件を *Chartbrook* 事件と略称する)の、第 1 審、控訴院および貴族院の各判決を検討した。同事件では、ICS 事件 貴族院判決における契約書解釈のアプローチの変更を契機に、締結前交渉過程の証拠の利用の是非およびその方法をめぐり、契約書の解釈と補正のそれぞれの役割と関係が、正面から問われたからである。本研究では、検討の結果、つぎのことを明らかにした。

(20) *Chartbrook* 事件 貴族院判決では、締

結前交渉過程の証拠排除の準則が、Hoffmann 貴族院判事主導の下、貴族院裁判官の全員一致で確認された。Hoffmann 貴族院判事もまた、結論において、締結前交渉過程の証拠排除の準則を支持した。

(21) Hoffmann 貴族院判事は、先例を検討した結果、締結前交渉過程の証拠排除の準則から離反するのを正当化する先例はない、と結論づけた。その上で、Hoffmann 貴族院判事は、締結前交渉過程の詳細な調査に基づけば、当事者は、合理的観察者であれば当事者が意図していたとは解さなかった条項で、契約に時折拘束されるものと判断されうることを認めた。ただし、Hoffmann 貴族院判事も認めるように、その理由は、理論的なものというよりも、契約書解釈をめぐる無用の紛争の予防、約束の強制履行に対する高度の予測可能性の保障、あるいは契約上の地位を譲り受けた第三者の予測可能性の保障といった、専ら政策的 pragmatic なものであった。

(22) Hoffmann 貴族院判事は、結局のところ、署名する前に、文書を注意深く読むことによって、不意打ちを避けることは通常は可能であること、補正 rectification および合意による禁反言 estoppel by convention という安全網 safety nets の存在を指摘して、締結前交渉過程の証拠排除の準則の下でも、弊害は避けられるとした。さらに、Hoffmann 貴族院判事は、続けて、貴族院による先例変更ではなく、立法による改革が必要であると指摘した。この見解は、他の貴族院裁判官にも共有されていた。

(23) また、Chartbrook 事件では、貴族院が、締結前交渉過程の証拠は、補正の訴えにおいては証拠として許容されることを確認した結果、補正は、引き続き、締結前交渉過程の証拠に基づき契約書の記載内容の訂正を図る救済手段としての役割を担うことになった。有力な学者の間では、Chartbrook 事件の直前、補正の存在意義が疑問視されていた。

(24) Chartbrook 事件では、Hoffmann 貴族院判事は、締結前交渉過程の証拠排除の準則との関係で、補正はその例外として機能するものと位置づけた。

(25) 他方で、Hoffmann 貴族院判事は、補正によらなくても、解釈によって契約書の記載内容の訂正の目的を一定程度達することができる、と示唆した。すなわち、Hoffmann 貴族院判事は、「解釈による誤記の訂正 correction of mistakes by construction」に言及し、これをコモン・ローの独立した分野ではなく、「補正の訴えの略式の形態 a summary version of action for rectification」と説明した。ここで問題となるのは、解釈による誤記の訂正（この作業を、後続の事件で「修正的解釈 corrective interpretation」と呼ぶ裁判官も

いる）と補正との関係である。Hoffmann 貴族院判事の上記の引用からすると、解釈による誤記の訂正と補正との最大の違いは、締結前交渉過程の証拠排除の準則を前提として、前者は締結前交渉過程の証拠を排除するのに対して、後者はこれを許容する点に、存することになる。ただし、その違いは、有力な学者も示唆するように、締結前交渉過程の証拠排除の準則の廃止が実現すれば、消失する。補正の役割は、Chartbrook 事件貴族院判決後もなお、問われ続けている。

(26) Chartbrook 事件では、共通錯誤による補正について、Hoffmann 貴族院判事は、当事者の「継続する共通の意思」にも、契約解釈の客観的アプローチ適用すべきことを提唱した。

(27) 共通錯誤による補正の要件の多くに関連するのが、当事者の継続する共通の意思である。これは、上述のように、契約書の記載内容の訂正基準であり、当事者の認識の内容を規定する。従来、共通錯誤による補正事例を検討すると、イングランドの裁判所は、問題となる文書の作成および交付に至るまでの当事者の交渉の推移について、そして、当事者自身の内心の思考過程（法人の場合には、法人の意思決定を担うと適切にみなされる者の思考過程）について、詳細な事実認定を行う傾向にあった。

(28) これに対して、Hoffmann 貴族院判事は、共通錯誤による補正は、「問題の当事者が締結前の合意の内容と信じていたことと文書が一致していたかどうかについての錯誤」でなく、「締結前の合意を文書が正しく反映していたかどうかについての錯誤」を要件とすべきである、と考えた。つまり、Hoffmann 貴族院判事にとって問題は、客観的観察者であったならば、当事者が問題の文書を作成し交付した時点で、当事者の継続する共通の意思と考えたであろう内容であって、当事者自身が主観的にその意思と信じた内容ではなかった。

(29) それでは、Hoffmann 貴族院判事が提唱した、継続する共通の意思の客観的認定からは、どのような帰結が導かれるか。

(30) 第 1 に、客観的合意が証明されれば、補正に反対する当事者は客観的合意を共有してはいなかった、との主張は、客観的合意に基づく補正請求に対する抗弁とはならない。そのような主張が抗弁となるのは、客観的合意の後に、これと矛盾する、そして決定的な、何らかの現実の合意が成立した、との証明がある場合に限られる。

(31) 第 2 に、補正請求を根拠づけるためには、原告としては、問題の文書が、客観的に解釈された当事者の事前の合意の文言によって伝達される意味を、正確に反映していないことを立証すれば、一般に十分である。原告

は、これに加えて、自らが、主観的に、当事者の事前の合意が客観的に確定された意味を帯びていると信じていたことをまでは、証明しなくてよい。

(32) 継続する共通の意思の客観的認定は、Hoffmann 貴族院判事によれば、先例に基づいていた。また、補正の要件の大部分は、当事者の意思ないし認識に関わる。このため、とりわけ *Chartbrook* 事件のように、締結前交渉過程が長期にわたり、紆余曲折を経た末に、当初予定していた契約(集合住宅の用地売買)とは全く性質の異なる契約(集合住宅開発の合併事業における利潤分配)の締結に至った事案では、契約解釈の客観的アプローチの適用によって、錯綜した締結前交渉過程について、事実認定の負担軽減を図り、確実な事実認定を実現することができるのではないかと。Hoffmann 貴族院判事の意見には、そのような期待が滲んでいるように見える。

(33) しかし、継続する共通の意思の客観的認定は、上述の近時の裁判実務の傾向とは大きく異なっており、学者の批判を浴びている。ある学者によれば、継続する共通の意思への契約解釈の客観的アプローチの適用によって、当事者の主観的な意思もしくは認識が問題とされなくなる結果、一方では、補正が容易に利用可能となってしまう、他方では、契約書に対する保護が不十分となる。さらに、商取引の当事者が、対等な立場で、長期にわたる交渉と吟味を経て、最終の契約書を作成したにも拘らず、継続する共通の意思に契約解釈の客観的アプローチが適用されると、そのような契約書に対する当事者の信頼が、主観的なものとはいえ、覆されてしまうことになる。

(34) 同契約(書)の解釈という作業は、法域によってその内容を大きく異にする。わが国では、契約における意思が重視され、それを基準に柔軟な解釈によって問題が解決される一方で、契約書を訂正するという発想はない、と指摘される。イングランド法における契約書の訂正という発想を理解するには、その前提として、契約書の解釈との関係を踏まえておく必要がある。さらに、イングランド法では伝統的に、契約書の解釈には、無用な契約紛争の予防、約束ないし契約の強制履行に対する高度の予測可能性の確保、などの政策的な要請が強く投影する。この視角ないし問題意識が、商事法廷による契約書解釈の特徴の把握には、必要不可欠と考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

小松 昭人、イングランド法における契

約書解釈の「根本的変更」、神戸学院法学 42 巻 3・4 号、査読なし、2013 年 3 月、pp. 227-321

小松 昭人、イングランド法における契約書の解釈と補正(1)、神戸学院法学 43 巻 3・4 号、査読なし、2014 年 3 月、in press

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 0 件)

[産業財産権]
出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者
小松 昭人(KOMATSU, Akihito)
神戸学院大学・法学部・准教授
研究者番号：22730011

(2) 研究分担者 ()

研究者番号：

(3) 連携研究者 ()

研究者番号：